

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第73号

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則

京都市北部山間振興本部規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「文化市民局地域自治推進室地域コミュニティ・北部山間振興担当部長」を「文化市民局地域自治推進室長」に改める。

第5条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(文化市民局文化市民部文化市民総務課)